

日本ボーイスカウト神奈川連盟  
各団委員長 各位  
各隊長 各位  
各地区地区コミッショナー 各位

## 神奈川連盟技能章考査員に関する要領（訂正）

日本ボーイスカウト神奈川連盟  
県コミッショナー 清水 裕

令和3年11月10日付け「神奈川連盟技能章考査員に関する要領」をご参照ください。  
同要領2.【一人が担当する技能章の数】について、みなと地区地区コミからご意見をもらい、  
さまざまな方面から検討した結果、以下の通り訂正します。

《訂正前》「原則として隊長は隊長認定の技能章の他は、技能章考査員にはなれないものと  
します」（註：ここでいう隊長とはBS・VS隊長を指しています）

《訂正後》「BS・VS隊長は隊長認定の技能章の他、他の考査員と同様、一人につき3個まで  
技能章の考査員を担当することができ、特に専門性・希少性が高いとして、添付表に○を付け  
た技能章などについては、その数に限度を設けないこととしますが、その状況は地区によって  
様々であることから、最終的判断は地区コミッショナーに委ねます」

### 【修正の理由】

以上の訂正を行う理由は、以下の通りです。

- ① BS・VS隊長が隊長認定の技能章の他は技能章考査員にはなれないとした理由は、「技  
能章考査には『広くその道の専門家に接触して見識を広める』というスカウトの成長の  
ための意義を持っている」ためです。しかしBS・VS隊長が隊長認定の技能章の他、自  
身が努力して獲得した資格や、職業上得た専門知識などを持っている可能性も高く、折  
角持っていないながら、その能力をスカウトの指導に生かすことができないのは指導者のみ  
ならずスカウトにとってもチャンスを逃してしまいかねない可能性があります。
- ② 従来の方式でも、「特に専門性が高いか、考査員の成り手が稀であろうと思われる技能  
章に限り隊長が考査員になることは構わない」ものとしていましたが、この場合でも該  
当する隊長は事前に考査員の登録を行わねばならず、そうであるならば最初からBS・  
VS隊長も他の考査員と同様、「考査員になれる（考査員として登録できる）」とした方が  
良いと思われる。

### 【大切なことは】

今技能章で最も懸念されることは、技能章の取得がなかなか進んでいないという現実です。  
コロナの影響も少なからずあったものと思いますが、昨年度BS部門で必修以外の技能章取得  
数は全BS隊106隊で79個、VS部門では全VS隊117隊で107個です。平均1隊で1個の技  
能章もままならないというのは厳しい現実です。そのために進級が進んでいないというべき  
か、逆に進級が進まないために該当の技能章の取得も進んでいないということかもしれませ  
ん。いずれにしても隊指導者は、コロナが収まっている今が一つのチャンスでもあります。こ  
れまで以上に努力と工夫を重ねていただくよう、お願い致します。

技能章考査員の基準（日本連盟基準）

No.	技能章	日本連盟推薦基準	※1
1	野営章	隊長認定	
2	野営管理章	スカウトキャンプに熟練しており、野営法関連セミナーの講師になった者、または同等の能力があると県コミッショナーが認めた者。	
3	救急章	救急隊員、または日赤救急員適任証を有する者、もしくは救急医療に携わる者。	
4	野外炊事章	隊長認定	
5	公民章	隊長認定	
6	パイオニアリング章	ロープ結びに堪能で、信号塔・台形橋脚・筏等の大型構築物の構造設計および作業の安全管理ができ、構築の指導の経験を有する者。	
7	リーダーシップ章	隊長認定	
8	ハイキング章	隊長認定	
9	スカウトソング章	隊長認定	
10	通信章	隊長認定	
11	計測章	隊長認定	
12	観察章	隊長認定	
13	水泳章	指導員、または水泳に堪能であり水泳章の各課目に精通している者。	
14	案内章	当該地域に長期間(5年以上)居住し、その(考査する)地域の状況に精通している者。	
15	エネルギー章	エネルギー業務に従事しているか、エネルギーについて専門知識を有する者(教員・研究者等)。	○
16	介護章	介護福祉士、または各種障害に応じた介護に携わっている者(特殊教育諸学校、福祉施設等に勤務している者)か、それと同等以上の経験を有する者。	○
17	看護章	看護師、または、日赤看護法講習会を修了している者。	○
18	手話章	手話に堪能である者。	○
19	世界友情章	国際交流をコーディネートしている者。	
20	通訳章	英検2級以上か英会話に堪能である者。英語以外の言語については同等の語学力を有する者。	
21	点字章	点字を打つことと読むことに堪能である者。	○
22	園芸章	園芸を職業とするか、自家農園を有し園芸に精通している者。	○
23	演劇章	演劇に堪能であり、指導の経験を有する者。	
24	音楽章	音楽に堪能であり、指導の経験を有する者。	
25	絵画章	絵画に堪能であり、指導の経験を有する者。	
26	華道章	華道の指導にあたっている者	
27	茶道章	茶道の指導にあたっている者	
28	写真章	カメラに精通し、写真展などで入賞、または指導の経験を有する者(写真連盟に所属していることが望ましい)。もしくは写真撮影を職業にしている者。	
29	書道章	有段者であり、指導の経験を有する者。	
30	竹細工章	竹細工を職業とするか、それと同等の能力を有する者。	○
31	伝統芸能章	伝統芸能について専門知識を有する者、及び伝統芸能の保存に堪能な者。	○
32	文化財保護章	郷土研究者・社会科教員・県の文化財保護課・市町村社会教育担当の経験を有する文化財の保護に精通した者。	○
33	木工章	大工を職業にするか、それと同等の能力を有する者。	○
34	安全章	衛生管理者、もしくは防災関係の業務に従事しているか、精通している者。	
35	湾岸視察章	船舶業務に従事している者、または沿岸視察業務に堪能である者。	○
36	家庭修理章	日曜大工に用いる道具の使用に熟達している者。	
37	環境衛生章	環境衛生に精通している者。	
38	コンピューター章	基本情報技術者、またはコンピューター業務に従事し専門知識を有する者。	
39	裁縫章	裁縫を職業とするか、それと同等の能力を有する者。	
40	搾乳章	搾乳業務に従事しているか、その経験を有する者。	○
41	自動車章	自動車運転免許(普通自動車以上)を保有し、運転または整備業務に従事している者(2級整備士以上の資格を有すること)。	
42	事務章	各種の事務的なことに堪能である者。	
43	珠算章	珠算2級以上の資格を有し、計算業務に堪能である者。	
44	消防章	消防業務に従事しているか、その経験を有する者、または防火管理者の資格を有する者。	
45	信号章	信号を使用する業務に従事しているか、信号に関して十分な知識を有する者。	
46	森林愛護章	林業関係の職業に従事しているか、その経験を有する者、もしくは森林インストラクター。	○
47	洗濯章	洗濯を職業とするか、それと同等の能力を有する者。	
48	測量章	測量を職業としている者で、測量士補以上か、2級建築士以上の有資格者。	○

No.	技能章	日本連盟推薦基準	※1
49	測候章	測候業務に従事しているか、または測候に関して十分な知識を有する者。	○
50	鳥類保護章	鳥類保護員か、それと同等の能力を有する者。	○
51	釣り章	釣りに堪能で、課目指導・考査ができる者。	
52	弱者救助章	弱者救助に熟達している者、(弱者救助員適任証を有していること)。	○
53	電気章	工業高校電気科卒、または同等の能力を有する者(電気工事、電気主任技術者で*あること)。	
54	天文章	天文に関する職業に従事しているか、または天文に関し十分な知識を有する者。	
55	土壌章	農耕業務に従事しているか、農学について専門知識を有する者。	○
56	農機具章	農耕業務に従事しているか、農学について専門知識を有する者。	○
57	農業経営章	農耕業務に従事しているか、農学について専門知識を有する者。	○
58	簿記章	簿記検定1級以上の者(A)であり、指導の経験を有する者。	○
59	無線通信章	第4級アマチュア無線技士以上の資格を有し、交信経験が*豊富である者。	
60	有線通信章	有線通信の技術関係業務に従事している者。	
61	養鶏章	養鶏業務に従事しているか、その経験を有する者。	○
62	養豚章	酪農業務に従事しているか、その経験を有する者。	○
63	ラジオ章	工業高校電子科卒か、同等の能力を有する者(ラジオに精通していること)。	
64	わら工章	わら工について堪能である者。	○
65	アーチェリー章	地域のアーチェリー協会・連盟に加盟する者で、2級以上の資格を有する者。	
66	オリエンテーリング章	OL協会のインストラクターの資格を有する者、または同等の技能経験を有する者。	
67	カヌー章	バジテストB級以上の有資格者か、日本体育協会公認コーチ有資格者。	○
68	自転車章	自転車の販売修理を職業にする者、または同等の能力を有する者でサイクリングに熟練している者。	
69	スキー章	バジテスト2級以上の資格を有するか、スキーに堪能である者。	
70	スケート	バジテスト2級以上の資格を有するか、スケートに堪能である者。	
71	漕艇章	船員またはそれに準ずる業務に従事するか、海洋活動に堪能である者。	○
72	登山章	日本山岳協会または、日本山岳会所属の会員である者。	
73	馬事章	馬術に堪能である者。	
74	パワーボート章	小型船舶操縦士免許またはそれと同等の有資格者で、指導の経験がある者。	○
75	ヨット章	バジテスト中級3級以上の資格を有する者で、指導の経験を有する者。(指導員以上の資格を有する者が望ましい)	
76	武道・武術章	武道・武術の有段者で、指導の経験を有する者。	
77	環境保護章	環境保全・保護や環境教育に精通している者。	
78	報道章	ニュース等の報道、または企業・行政・団体等の広報の経験を有する者。	
79	薬事章	薬剤師または医師、もしくは医薬品の登録販売者。	○
80	防災章	行政や地域、企業や団体の防災担当者か、担当した経験を有する者	
81	情報処理章	情報処理技術者、またはIT業務に従事して専門知識を有する者	
82	情報通信章	情報処理技術者、またはICT業務に従事して専門知識を有する者	
83	ネットユーザー章	ネットリテラシーの教育に携わり、指導の経験を有する者	

※1. : 一人が担当する技能章の数に制限を設けない技能章